

2026年9月9日

各 位

株式会社 紀陽銀行

御坊市との「遺贈寄附に関する協定」の締結について

株式会社紀陽銀行（頭取：原口 裕之）は、御坊市（市長：三浦 源吾）と「遺贈寄附に関する協定（以下、本協定）」を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本協定は、「自分が亡くなった後、御坊市のために財産を寄附したい」と希望されている方の想いを実現するため、遺贈寄附に関する手続きを円滑におこなうことを目的としたものです。当行は、遺贈寄附に関する相談窓口としてお客さまのご相談に対応するとともに、ご希望に応じて提携する信託会社への取次ぎをおこなってまいります。

紀陽銀行は、今後も地方公共団体および関係各機関と連携し、お客さまの多様なニーズにお応えするとともに、地域社会の持続的な発展および地方創生に貢献してまいります。

記

【協定内容】

名 称	遺贈寄附に関する協定
協 定 者	御坊市、紀陽銀行
締結内容	- 御坊市は、遺贈寄附に関する相談者に対し、本協定に基づき紀陽銀行を紹介する。 - 紀陽銀行は、遺贈寄附に関する相談者の希望に応じて、提携信託会社への取次ぎをおこなう。 - 双方は、遺贈寄附に関する普及啓発および情報発信について連携・協力する。

以 上

本取り組みは、SDGs（持続可能な開発目標）のゴール11「住み続けられるまちづくりを」、ゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」につながる取り組みです。

